

今回の申告における税制改正のポイント

所得税、市・県民税

① 老年者控除の廃止と寡婦（夫）控除

従来 65 歳以上で合計所得金額が 1000 万円以下の人に認められていた老年者控除が廃止されました。この廃止にともない、老年者控除との重複控除が認められていなかった寡婦（夫）控除が受けられることになりました。

② 国民年金保険料の支払証明書の添付の義務化

今回の申告から、国民年金保険料について社会保険料控除を受ける場合には、支払証明書を添付することが義務付けられました。そのため、支払証明書がなければ控除が受けられませんのでご注意ください。

③ 公的年金控除額の見直し

65 歳以上の人の年金収入から所得を求める計算方法が下表のとおり見直しされました。

改正前	公的年金の収入金額	所得計算方法
	260 万円未満	収入金額 - 140 万円
	260 ~ 460 万円未満	収入金額 × 0.75 - 75 万円
	460 ~ 820 万円未満	収入金額 × 0.85 - 121 万円
	820 万円以上	収入金額 × 0.95 - 203 万円

↓

改正後	公的年金の収入金額	所得計算方法
	330 万円未満	収入金額 - 120 万円
	330 ~ 410 万円未満	収入金額 × 0.75 - 37 万 5 千円
	410 ~ 770 万円未満	収入金額 × 0.85 - 78 万 5 千円
	770 万円以上	収入金額 × 0.95 - 155 万 5 千円

市・県民税

① 老年者の非課税措置の廃止

これまで 65 歳以上の人で、前年の合計所得金額が 125 万円以下の場合は、市・県民税が非課税となっていた非課税措置が、18 年度から廃止になります。

※ただし、経過措置がありますので、詳しくは「とっとり市報 10 月 1 日号」の 12 ページをご覧ください。か、市役所駅南庁舎市民税課または各総合支所市民生活課までお問い合わせください。

② 夫婦の均等割税額の見直し

これまで、市内に住所があり均等割の納税義務を負

う夫と生計を同一にしている妻で、当該市内に住所がある場合には均等割が非課税でしたが、17 年度から廃止になり、18 年度以降は全額課税になります（左記①の廃止にともなう経過措置の対象者を除きます）。

③ 定率控除の縮小

市・県民税の定率控除が縮小され、平成 18 年度から実施されます。

【現行】	所得割額の 15% 相当額（限度額 4 万円）
	↓
【改正後】	所得割額の 7.5% 相当額（限度額 2 万円）

出張申告も行います

会場および受付日	対象地区	
	午前 9 時～正午	午後 1～4 時
末恒地区公民館 2月17日（金）	伏野地区	左記以外の地区
神戸地区公民館 2月21日（火）	岩坪、上砂見地区	左記以外の地区
大郷会館 2月22日（水）	高殿、六反田、大畑、堤見、福井、辛川地区	松原、松原団地、金沢地区
湖南地区公民館 3月2日（木）	妙徳寺、双六原、矢矯、洞谷、瀬田蔵地区	東区、西区、南区、北区、旭区、谷山区、長柄、三山口地区
明治地区公民館 3月3日（金）	安蔵、河内、小原、槇原、松上地区	左記以外の地区

※ JA 各支店での申告受付は、JA 各支店の統廃合や農業所得取支計算への移行などにより実施していません。

総合支所の申告体制が変わりました

各総合支所では旧岩美郡（国府町、福部町）、旧八頭郡（河原町、用瀬町、佐治町）、旧気高郡（気高町、鹿野町、青谷町）の各ブロック内を巡回して申告を受けつける方式で行います。詳しい申告日程などについては、各総合支所市民生活課にお問い合わせいただくか、支所だよりをご覧ください。

問い合わせ先

市役所駅南庁舎市民税課 ☎(0857) 20-3417 / 各総合支所市民生活課（14 ページ上段参照）

申告と相談は、こちらまで

■ 所得税の確定申告（午前 8 時 30 分～午後 5 時）

鳥取税務署（富安二丁目 89-4・☎(0857) 22-2141）
税務相談室（同署内・☎(0857) 23-8776）
申告書の提出は郵送でも受け付けます。また、休日などには専用のポストを設置していますのでご利用ください。なお、個人事業主の消費税の確定申告と納税は 3 月 31 日までです。

■ 市・県民税の申告（午前 8 時 30 分～午後 5 時）

市役所駅南庁舎地下第 5 会議室および各総合支所で受け付けます（総合支所の受付日程については総合支所だよりをご覧ください）。なお、左表の 5 会場でも受け付けます。

※鳥取市役所駅南庁舎、鳥取税務署では2月19・26日の日曜日も平日どおり、申告を受け付けます。

■ 休日納税相談窓口の開設（午前 9 時～午後 4 時）

市役所駅南庁舎収納課 ☎(0857) 20-3431
2月19日・26日の日曜日は市役所駅南庁舎で、納税並びに納税相談窓口を開設します。納税がまだの人、納税について相談したい人はご利用ください。

